

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 土砂混じりのがれきの処分



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(質問者1)

工事で出たがれきに土砂が混じってしまったが、処分できるところはありますか。

(協会1)

業者によって対応は異なると思います。がれきの処分の許可を持っている業者を何社かご紹介しますので、どの程度混じったものなのか、がれきは廃コンクリートなのか、鉄筋があるのか、タイル、レンガも含むのか、どのくらいあるのか、事前に説明して、値段交渉して業者を選定してください。

(質問者2)

工事では土砂、土も出るので、土砂を処分してくれる業者も教えて欲しい。

(協会2)

まず、公共事業であれば、発注者である自治体に相談すると良いと思います。また、土砂条例に基づき 3,000 m²未満の小規模なものは、市町が許可しておりますので市町に確認すると良いと思います。宇都宮市、日光市、大田原市では、3,000 m²以上の大規模なものまで許可しておりますが、そのほかの市町では、県が許可しております。従って、土砂の処分については発生現場の市町に相談すると良いと思います。

この他、熱海市の土砂等の流出を受けて、盛土規制法が施行されました。この法律は盛土をする時の安全性を担保するもので、許可は県が行いますが、窓口は、那須塩原市を除き市町です。

(那須塩原市の窓口は県) 市町や県で、許可している業者を教えてもらってください。

廃棄物処理アドバイザリー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言等を行う事業を実施しております。

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- 処理業を継続するには人手不足のため、誰か事業を承継してくれないか。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設、更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間11万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5.5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところですが、令和8年1月1日現在、正会員202社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016